

農業委員会名簿

出席	役 職	氏 名	備 考
出席	会 長	渥 美 誠	
出席	副 会 長 (職務代理者)	田 中 光 義	
出席	副 会 長	辻 義 則	
出席	副 会 長	伊 藤 豊	
出席	委 員	鷺 野 則 美	
出席	委 員	服 部 貢	
出席	委 員	浅 井 佐智子	
出席	委 員	三 輪 時 広	
出席	委 員	大 橋 一 之	
出席	委 員	加 藤 博 由	
出席	委 員	伊 藤 里 海	
出席	委 員	山 田 真 弘	
出席	委 員	日 榮 隆 広	
出席	委 員	加 藤 さゆみ	
出席	委 員	沖 龍 彦	

事務局出席者

氏 名	氏 名
産業振興課長（事務局長）	横 井 誠
課長補佐（事務担当）	伊 藤 光
主 査（事務担当）	若 松 孝 志
主 事（事務担当）	溝 口 雅 也
主 事（事務担当）	礪 川 湧 生

進行要領

発言者	内 容
	<p>1. 開催日時 令和2年10月20日(火) 午前9時00分から午前9時17分</p> <p>2. 開催場所 愛西市役所 北館会議室2-1、2-2</p> <p>3. 出席委員(15人)別紙のとおり</p> <p>4. 欠席委員(0人)別紙のとおり</p> <p>5. 議事日程</p> <p>日程第 1 議事録署名委員の指名</p> <p>日程第 2 議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請</p> <p>日程第 3 議案第20号 農地法第5条の規定による許可申請</p> <p>日程第 4 議案第21号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願</p> <p>日程第 5 決定第 7号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について</p> <p>日程第 6 専 決 報 告</p> <p>1. 農地法第3条の3の規定による届出 2. 農地法第4条第1項第9号の規定による確認願 3. 農地法第5条第1項第7号の規定による届出 4. 現況証明願</p> <p>日程第 7 報 告</p> <p>1. 農地法第18条第6項の規定による通知 2. 農地改良届出書</p> <p>日程第 8 そ の 他</p> <p>6. 農業委員会事務局職員(4人)別紙のとおり</p> <p>7. 本委員会の書記は、課長補佐 伊藤 光 主査 若松孝志 主事 溝口雅也 礒川湧生である。</p> <p>8. 会議の概要</p> <p>開会(午前9時00分)</p>
事務局長	<p>定刻となりましたので、只今より、令和2年10月定例農業委員会を始めさせていただきます。議事の進行は、愛西市農業委員会総会規則第5条により渥美会長さんをお願いします。</p>

事務局長

会長さん宜しくお願いします。

会長

《会長あいさつ》

それでは、本日の出席者数は15名中15名で、定足数に達しておりますので、只今より10月定例農業委員会を開会します。

審議に入ります前に、日程第1、本日の議事録署名者を私より指名致します。ご異議ありませんか。

《異議なしの声》

それでは、

議席番号 6番 三輪時広委員

議席番号 7番 大橋一之委員

を指名しますので宜しくお願いします。

それでは只今より、議事日程に基づき議案審議に入らせていただきます。

議案第19号	農地法第3条の規定による許可申請	3件
議案第20号	農地法第5条の規定による許可申請	8件
議案第21号	生産緑地に係る農業の主たる従事者についての 証明願	1件
決定第7号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に よる当委員会の決定について	6件
専決報告	1. 農地法第3条の3の規定による届出 2. 農地法第4条第1項第9号の規定による確認願 3. 農地法第5条第1項第7号の規定による届出 4. 現況証明願	8件 1件 2件 1件
報告	1. 農地法第18条第6項の規定による通知 2. 農地改良届出書	9件 1件

それでは、議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請3件について審議をお願いします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局	<p>《事務局説明》(1番から3番の譲受人住所氏名・譲渡人住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利の内容、申請理由を朗読及び詳細説明)</p> <p>以上、3件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しない為、許可要件を全て満たしていると思われます。以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>只今、事務局より議案第19号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請 3件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>有り難うございました。全員賛成と言う事で、許可することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第20号 農地法第5条の規定による許可申請8件について審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》</p> <p>(1番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 太陽光の申請です。計画では180枚のパネルを設置し総事業費は約〇〇万円となっております。なお、基礎工事は、専用架台、敷地周辺はフェンスで囲い、地表面につきましては、土地造成は整地のみで砕石敷とし、雨水は自然浸透としますが、隣接する農地には、流れ込まないようにする計画です。</p> <p>(2番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は住所地にて夫婦と子2人の4人で生活しております。自宅の駐車スペースは1台分しかなく、そのスペースも自転車や生活用品などが増えてきて駐車ができなくなり、近隣の空き地に駐車させてもらっていました。このたび、子が運転免許証を取得し、車両が増えることとなり、駐車させてもらっていた空き地も利用できなくなる可能性もあるため、駐車場を確保する必要が出てきました。幸い、現在住んでいる住所地の隣地を譲ってもらえることとなり、今般の申請にて申請地を買い受け、駐車場を設置する計画です。</p> <p>(3番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 太陽光の申請です。計画では360枚のパネルを設置し総事業費は約〇〇万円となっております。なお、基礎工事は、専用架台、敷地周辺はフェンスで囲い、地表面につきましては、土地造成は整地のみとし、雨水は自然浸透としますが、隣接する農地には、流れ込まないようにする計画です。</p>

事務局

(4番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 太陽光の申請です。計画では165枚のパネルを設置し総事業費は約〇〇万円となっております。なお、基礎工事は、専用架台、敷地周辺はフェンスで囲い、地表面につきまして、土地造成は整地のみで砕石敷とし、雨水は自然浸透としますが、隣接する農地には、流れ込まないようにする計画です。

(5番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者である法人は平成12年に愛西市立田町内で設立され、設立当初は主に日本の中古車輸出を行っていました。その後は業績を地道に伸ばし、国内販売も増え、中古車以外に中古の建設機械、農業機械、コンテナなどの販売などの事業を拡大してきました。事業を遂行する上で広い資材置き場の確保が必須ですが、立田町地内で借りていた土地を返却しなくてはならなくなりました。代わりとなる資材置き場の確保が急務となり、本店周辺で雑種地や宅地を探しましたが、条件に合う土地を見つけることができませんでした。あきらめかけていたところ、現在使用している資材置き場の隣接した土地の所有者より譲ってもよいと話をもらい、一体利用ができるため資材置き場として最適であると判断しました。今般の申請にて、申請地を買い受け、資材置き場を設置する計画です。

(6番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は住所地にて夫婦と子1人の3人で生活しております。子どもが成長するに伴い、家財道具も増え手狭な状態です。また、できるだけ実家の近くに住みたいと思い、愛西市内での分家住宅の建築を計画しました。申請者夫婦は不動産を所有しておらず、父も現在の実家所在地と祖母の居宅しか不動産を所有しておりません。実家は姉が後を継ぐこととなっており、祖母の居宅も建て替えの了解を得られませんでした。そこで不動産屋を回り、条件に合う物件住宅用地を探しましたが見つからず、今般の申請にて、母方の祖父が所有する申請地を借り受け、分家住宅を建築する計画です。

(7番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は令和2年1月に現在の法人を設立しましたが、名古屋市南区にて平成17年から代表者が現在の解体工事、増改築、トータルリフォームを営んでおります。東海3県を中心に解体工事などを行っており、新型コロナウイルスの影響も少なく、資材は増える一方で、解体現場にて廃材等を保管している状態です。そこで、交通の利便性の良い土地を探しましたが、なかなか条件に合う土地が見つかりませんでした。その折、申請地の地主から申し出を受け、候補地としました。今般の申請にて、申請地を買い受け、資材置き場を設置する計画です。なお、敷地周辺は安全鋼板で囲い、地表面につきまして、土地造成は整地のみで砂利敷とし、雨水は一部を水路、残りを自然浸透としますが、隣接する農地には、流れ込まないようにする計画です。

事務局	<p>(8番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は住所地にて夫婦と子1人の3人で生活しております。子供が成長するに連れて現在のアパートは大変手狭な状態になってきました。妻と相談し、生まれ育った土地に住居を構え、将来的には両親の介護や農業を手伝いたいと考えるようになりました。私たちは不動産を所有していないため、いくつかの不動産屋をあたり、周辺の土地を探しましたがましたが、条件に合う用地を見つけることができませんでした。住宅建築をあきらめかけていたところ、父が所有する農地を住宅敷地として使わせていただけることとなりました。今般の申請にて、父が所有する申請地を借り受け、分家住宅を建築する計画です。</p> <p>以上、8件につきましては、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許要件をすべて満たしていると思われまます。以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>只今、事務局より議案第20号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。 それでは議案第20号 農地法第5条の規定による許可申請8件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第21号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願 1件について審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》(1番の願出者住所氏名・土地の所在・地目・面積、事由を朗読及び説明)</p> <p>以上、1件につきましては、生産緑地の解除に必要な、主たる従事者の証明を行うものです。以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>只今、事務局より議案第21号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。 それでは議案第21号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願1件について賛成の方は挙手をお願いします。</p>

<p>会長</p>	<p>(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成と言う事で、証明することに決定いたします。</p> <p>続きまして、決定第 7号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定についての説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》(1番から6番の譲受人住所氏名、譲渡人住所氏名、申請地、面積、公告期間、作物名、権利の設定、新再設定を朗読及び説明)</p> <p>決定第7号の農地利用集積につきましては、件数も多いため、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。議案番号1番から6番、全体筆数は7筆、面積は10,215㎡でございます。愛知県農業振興基金が一次借受人となっております。耕作人として、5名の方々が借り受けております。内容につきましては、作物は 水稲、レンコンでございます。愛知県知事同意は2020年10月6日、愛知県農業振興基金同意は2020年10月7日、公告年月日は2020年10月30日、契約開始年月日は2020年11月1日となっております。権利の内容は、賃借権でございます。以上、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。なお、この事案につきましては農業経営基盤強化促進法 第18条第3項の各要件をすべて、満たしていると思われまます。以上で説明を終わります。</p>
<p>会長</p>	<p>只今、事務局より決定第 7号 について 簡略した内容ではございますが、説明させていただきました、何かご質問はございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。 それでは、決定第 7号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手) 有り難うございました。 全員賛成ですので、市へ答申する事に決定させていただきます。</p> <p>続きまして、専決報告 4件 について事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》 (専決報告 農地法第3条の3の規定による届出 1番から8番の申請者住所氏名、申請地・地目・面積、申請内容・権利・取得事由、斡旋希望の有無、を朗読説明) 以上、8件の届出を受理いたしました。</p>

事務局	<p>(専決報告 農地法第4条第1項第9号の規定による確認願 1番の申請者住所氏名、申請地・地目・面積、申請内容・権利・取得事由、斡旋希望の有無、を朗読説明)以上、1件の確認願を受理いたしました。</p> <p>(専決報告 農地法第5条第1項第7号の規定による届出 1番から2番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明)以上、2件の届出を受理いたしました。</p> <p>(専決報告 現況証明願 1番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明)以上、1件の証明願を受理いたしました。なお、この事案につきましては、事務局にて申請書類を確認し、証明させていただきました。以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>只今、専決報告 4件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。 それでは質問もないようですので、専決報告については終了させていただきます。</p> <p>続きまして、報告 2件 について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》</p> <p>(報告 農地法第18条第6項の規定による通知 1番から9番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積、当初の目的、事由、備考を朗読説明)以上、9件の合意解約の通知を受付いたしました。</p> <p>(報告 農地改良届出書 1番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積、埋立期間、備考を朗読説明)以上、1件の届出書を受付いたしました。報告は以上です。</p>
会長	<p>只今、報告 2件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。 それでは、質問もないようですので、報告については終了させていただきます。</p>

会長

これをもちまして、10月定例農業委員会に付託された案件の審議を終了します。

(終了 午前9時17分)

上記のとおり会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

令和2年10月20日

会 長 渥 美 誠

議事録署名者

議席番号 6番委員 三 輪 時 広

議事録署名者

議席番号 7番委員 大 橋 一 之